

請願番号	請願第3号	受理年月日	平成19年9月14日
請願の件名	<p>割賦販売法の改正を求める請願</p> <p>請願の趣旨</p> <p>宮崎県議会が、国会及び政府に対し、「割賦販売法」を下記のとおり改正するよう求める意見書を採択していただくよう請願致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実効的な過剰与信規制を行うこと 2 販売店とクレジット会社との共同責任（既払い金返還を含む）を規定すること 3 クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること 4 指定商品制と割賦要件を廃止すること 5 個品方式（契約書型）クレジットについて開業規制（登録制度）を設けること <p>請願の理由</p> <p>近時、住宅リフォームや高価な商品の次々販売などに係る悪徳商法の被害が大きな社会問題となっております。こうした被害は、販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払い能力をきちんとチェックせずに契約を認めることで発生しています。</p> <p>経済産業省は、これまでも、割賦購入斡旋業者（クレジット会社）に対して、加盟店の実態把握・管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出してきました（昭和58年3月11日付け通達、平成4年5月26日付け通達、平成16年12月20日付け通達、平成17年7月11日付け通達等）。これらは、クレジットを利用した消費者被害の未然防止又は拡大防止のため、不適切な販売行為等を行う事業者にクレジットを利用させることのないように出されたものです。</p> <p>しかしながら、これらの通達が出された後も、アイディック事件、住宅リフォーム事件、呉服の次々販売等多数の消費者を被害者とする事件が多発しています。そうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために割賦販売法を抜本的に改正すべきです。</p>		
紹介議員	<p>福田 作弥 外山 良治 凶師 博規 新見 昌安 井上紀代子</p>		
摘要			